② 親会社がその営業（建設業）の一部を独立させるために新たに子会社を設立し、子会社が親会社の当該営業部門を譲り受けたことにより、親会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における子会社。

③ 新たに会社が設立され、当該会社が他の会社の営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社。

④ 既存の建設業者が他の建設業者から営業（建設業）の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者。

⑤ 営業（建設業）の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った会社の当該営業部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社。

別記　郵送による提出先

⑴ 内閣本府

受付窓口　内閣府大臣官房会計課決算第一係

所在地　〒100―8914 東京都千代田区永田町１－６－１

電話　03―5253―2111（代表）

⑵ 宮内庁

受付窓口　宮内庁管理部管理課経理係

所在地　〒100―8111 東京都千代田区千代田１－１

電話　03―3213―1111（代表）

⑶ 宮内庁京都事務所

受付窓口　宮内庁京都事務所庶務課会計係

所在地　〒602―8611 京都府京都市上京区京都御苑３

電話　075―211―1211（代表）

⑷ 警察庁

受付窓口　警察庁長官官房会計課営繕係

所在地　〒100―8974 東京都千代田区霞が関２－１－２　中央合同庁舎第２号館

電話　03―3581―0141（代表）

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局営繕部が発注する帯広第２地方合同庁舎16新営建築工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 28 年 10 月 28 日

北海道開発局長　今　日出人

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

1　工事名　帯広第２地方合同庁舎16新営建築工事（電子入札対象案件）

2　工事場所　北海道帯広市

3　工事内容

ア　庁舎

構造・階数　鉄骨鉄筋コンクリート造６階建

建物規模　延べ面積8,703.58㎡

建物用途　庁舎

工事内容　新築１棟

イ　渡り廊下、車いす駐車場ほか　新築一式

ウ　構内舗装、屋外排水、雑工作物　新設一式

エ　樹木、芝張り　新植一式

オ　第３庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　３階建

建物規模　延べ面積2,801.00㎡

建物用途　庁舎

工事内容　修繕１棟

カ　とりこわし

㋐　第１庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　２階建

建物規模　延べ面積922.00㎡

建物用途　庁舎

工事内容　とりこわし１棟

㋑　第２庁舎

構造・規模　鉄筋コンクリート造　３階建

建物規模　延べ面積2,068.88㎡

建物用途　庁舎

工事内容　とりこわし１棟ほか

4　工事区分　建築

5　資格審査申請書の受付期間及び受付場所

⑴ 受付期間　平成28年10月28日から平成28年11月30日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

なお、平成28年12月１日以降（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時まで審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

⑵ 受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）

6　共同企業体の構成員の数、資格要件等

⑴ 構成員の数は、２又は３社とする。

⑵ 構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「建築」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、代表者については1,200点以上、代表者以外の構成員については1,150点以上であること。）。

⑶ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷ 当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸ 各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　企業は、平成13年度から資料の提出期限までに完成し、引渡しが完了した㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること。特定建設工事共同企業体の場合は、代表者が㋐の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有することとし、他の構成員は、㋑の基準を満たす工事を元請として施工した実績（民間の施工実績を含む。）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。）。

なお、当該実績が国土交通省北海道開発局、大臣官房官庁営繕部及び地方整備局の発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、北海道開発局営繕部総合評価審査委員会における審査の結果、㋐の基準を満たす工事として妥当と判断された場合は、参加を認める。

㋐　同種工事１

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

③　建物規模　延べ面積6,000㎡以上

④　階数　５階以上

㋑　同種工事２

・　新築又は増築工事で躯体、外装のほか内装工事を含む建築一式工事

①　建物用途　住宅、寄宿舎、倉庫及び車庫を除く。

②　構造　鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造（プレハブ造は除く。）

③　建物規模　延べ面積1,500㎡以上

④　階数　３階以上

※　上記㋐又は㋑については、民間工事を含むものとする。

ウ　次に掲げる基準を満たす監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結日までに本工事に配置できること（特定建設工事共同企業体の場合は、すべての構成員が配置できること。）。